

事案の概要

第1 勧告の内容

- 1 スポット市場入札について、各プロセスが合理的であるか総点検を実施した上で、本来の需給関係によらずに相場を変動させ得ると考えられる箇所を特定し、システムの改修やマニュアルの改定等適切な措置を講ずること。
- 2 本件と同様の不適切事案の再発を防止するため、卸電力取引に関する法令遵守、コンプライアンス管理の実効性確保を旨とし、以下の計画を立案すること。
 - (1) 問題意識を有する社員が社内において容易に相談、問題提起及び通報することが可能となるような体制の整備及び社内風土の醸成
 - (2) 社内ルール遵守のための確認、牽制体制の構築
 - (3) 法令遵守及びコンプライアンス管理のための情報共有、教育及び研修等による、全社員に対する定期的かつ社内統一的な周知徹底機会の設定
- 3 上記1について講じた措置、及び、上記2に基づき策定した計画について、令和6年12月12日までに、当委員会に対し、文書で報告すること。

第2 勧告の理由

1 前提となる事実

- (1) JERA 株式会社（以下「JERA」という）におけるスポット市場への余剰電力供出量算定の状況

JERAは、東京エリアのスポット市場への余剰電力供出量の算定に当たり、停止する発電ユニット出力の一部に系統制約等の出力制約が生じた際、残りの出力を稼働させて供出することが可能な場合と、供出不可能な場合とを区分することができていなかった。そのためJERAは、停止する発電ユニットの出力につき一部でも出力制約が生じていたコマについては、当該発電ユニットの残りの出力を供出することができる場合も含め一律にスポット市場へ供出不可として入札量を設定していたことにより、スポット市場への未供出が生じていた（当該未供出につき、以下「本件未供出」という。）。一方、平成31年4月にJERAが東京電力フュエル&パワー株式会社から火力発電事業を承継するより前の平成29年6月には、スポット市場においてスマートブロック（ブロック入札の時間帯毎の入札量を可変させる仕組みをいう）機能が導入され、停止する発電ユニットであったとしても他の技術的又は物理的制約がない限り出力制約を差し引いた発電ユニット出力を供出することが可能となっていたにもかかわらず、JERAは、当委員会事務局の指摘に基づき同社が供出可能な停止する発電ユニットの余剰電力を合理的に供出することが可能となるようシステム改修を完了した令和5年10月まで、本件未供出を継続的に発生させていた。

本件未供出については、JERAの複数の職員から指摘があったことに加え、社内規程上は余剰電力の全量をスポット市場に供出すべきこととなっており、中部エリアにおける

運用や新規電源にかかる供出量算定においては本件未供出と同様の未供出問題に対応していた。これらに鑑みれば、JERAにおいて早期に本件未供出を解消することが可能であったにもかかわらず、対応を遅延させていたことが認められる。

(2) 未供出状態に関する JERA の認識について

JERA において東京エリアのスポット市場入札を所掌していた東日本プラント運用センターでは、平成 31 年 4 月の時点では本件未供出状態を認識していた職員が存在する上、遅くとも令和 4 年 2 月までには同センター所長が上記未供出状態を認識するに至っていた。

また、需給運用や需給にかかるシステムの開発を所掌する部署に所属していた職員に対して JERA が実施したアンケートによれば、余剰電力全量が市場に供出されていない場合の影響としては、市場価格の高騰につながるおそれがあるとの回答が大宗であった。

(3) 当該 JERA の未供出状態による影響

仮に早期にシステムの改修を実施し、停止する発電ユニットの余剰電力を合理的に供出していたならば、試算のためのデータが現存する令和 2 年 10 月から令和 5 年 10 月までの 3 年余りにおいて、約 54 億 kWh の売り入札が追加的になされていた可能性があり、そのうち約 6 億 5 千万 kWh の売り入札が約定していた可能性がある。

また、一定の試算に基づけば、当該未供出量がスポット市場に供出されていたとすれば、令和 3 年 11 月の特定のコマにおいては、約定価格が 50 円/kWh 以上下落していた可能性もある。

さらに、JERA は本件未供出を生じさせると同時に、スポット市場へ売り入札を行う発電事業者であることから、本件未供出による約定価格の上昇により相応の利益をスポット市場から得ていたことも推察される。

2 電気事業法上勧告の対象であること

卸電力市場において、市場相場を変動させることを目的として市場相場に重大な影響をもたらす取引を実行すること又は実行しないことにより、市場相場を人為的に操作する行為（相場操縦）は、卸電力市場に対する信頼を確保する観点から、電気事業法に基づく業務改善勧告の対象となり得る（適正な電力取引についての指針（令和 6 年 10 月 1 日。以下「指針」という。）第二部 II 2（3）イ③参照）。また、市場支配力を有する可能性の高い事業者が合理的な理由なく余剰電力の全量を市場に供出しなかった場合には、相場操縦に該当することが強く推認される一要素となる（指針第二部 II 2（3）ア③参照）。

(1) 市場相場に重大な影響をもたらす取引

本件未供出が生じていたのは、一般的に低需要期とされている時期が多いことから、JERA による本件未供出が、令和 2 年度冬期のスポット市場価格高騰を含めた夏期及び冬期の市場価格を著しく変動させていたとは認め難い。しかし、JERA は市場支配力を有する可能性の高い事業者であり、余剰電力の全量を供出しないことは潜在的に市場価格に

重大な影響を及ぼし得る。また、上記 1(3)のとおり、実際にスポット市場価格に少なからぬ影響を及ぼしていることを考慮すれば、平成 29 年 6 月にスマートブロックの利用が可能となってから令和 5 年 10 月のシステム改修までの間、JERA が本件未供出の状態を継続させていたことは、市場相場に重大な影響を与える「取引・・・を実行しないこと」に該当する。

(2) 市場相場を変動させる目的

上記 1(2)のとおり、平成 31 年 4 月の時点では、JERA の東日本プラント運用センターにおいて、系統制約がある停止ユニットについて本件未供出が生じており、市場価格高騰を生じさせ得る状態であることの認識を有していた。JERA は東日本プラント運用センターの業務を通してスポット市場への入札量を把握し管理していたことに鑑みれば、同社は本件未供出を継続して発生させることにより市場価格を上昇させ得るとの認識を有していたものと認められる。

また、スポット市場の約定原理に照らせば、市場支配力を有さない供給者（プライステイカー）にとって、余剰電力の全量を供出しないことが約定機会及びそれによる経済的利益を減少させることは明らかである。仮に、JERA において業務繁忙やシステム改修の難易度の高さという事情があったとしても、本件未供出によりプライステイカーとして経済不合理な状況を長期間継続すべき理由があったとは言い難く、本件未供出を放置していたことについて同社にはプライスメーカーとしての格別の意図を有していたものと評価せざるを得ない。

そして、上記 1(3)のとおり、JERA は本件未供出によるスポット市場約定価格の上昇により利益を拡大させていたものと推察され、同社はそのことを容易に認識し得たと考えられることに鑑みれば、同社は、本件未供出を継続することによって生じる約定価格上昇の利益を享受する意図を一定程度有していたと評価せざるを得ない。

以上より、平成 31 年 4 月以降、JERA は本件未供出により市場相場を変動させる目的を有していたと認めざるを得ない。

したがって、平成 31 年 4 月から令和 5 年 10 月までの間において、JERA が本件未供出を生じさせたことは、市場相場を変動させることを目的として市場相場に重大な影響をもたらす「取引・・・を実行しないこと」、すなわち相場操縦に該当する。

3 勧告の必要性

JERA が本件未供出状態を放置していたことは、上記のとおり卸市場価格を人為的に変動させるものであり、市場参加者の市場に対する信頼を大きく損ねるものであって、電気事業の健全な発達への支障は重大である。また、市場価格上昇による小売電気料金上昇の可能性に鑑みれば、競争を通じた低廉な価格での電力供給を受けるといった需要家の利益を侵害し得るものであったという批判は免れない。

加えて、東日本プラント運用センターにおいて本件未供出とそれに伴う市場価格への影

響を認識していた職員がいたにもかかわらず適時の対策がなされなかったことに鑑みれば、JERA においては、職員による問題意識を社内で把握する体制の欠落、社内規程履行の確認体制の欠如、及び、社内での情報共有の機会が不十分であったものと考えられる。本件未供出状態の発覚を受けて JERA 経営層が再発防止に向けた取組を進めていることは一定程度認められるものの、コンプライアンス確保のための内部統制強化を図る必要性は依然として高い。

よって、電力の適正な取引の確保を図るため、上記第 1 記載の措置を講ずるよう勧告する。